



総会の延期・続行手続きについて

Question

当組合は12月年度末であり、毎年2月に通常総会を開催しておりますが、総会では多数の意見及び質問が出され、数年に一度は総会の開催予定時間を大幅に超過することもあります。そこで、下記の3点をお尋ねしたいと思います。

- ① 総会の会日中に、何らかの理由により議事を終了できないときは、他の日に延期又は続行することができるということを聞きましたが、総会の続行と延期とはどのように違うのでしょうか。
- ② 総会の席上では、会場確保等の関係から延期又は続行される総会の日時や場所を決定することは難しいと思われま。日時、場所の決定を議長に一任し、決定次第速やかに組合員に連絡することとしても問題はないでしょうか。
- ③ 延期又は続行する総会の開催日時を、場所の確保等の理由から、当初の総会日から1ヵ月程度先の日に定めても構わないでしょうか。

Answer

① 総会においては、延期又は続行の議決をすることができ、その場合改めて総会招集の手続きは要しないとされています(中小企業等協同組合法第53条の3)。ここにいう延期とは、総会の成立後、議事に入らず、会日を後日に変更することをいい、続行とは、議事に入った後、時間の不足その他の事由により審議未了のまま総会を中断し、残りの議事を後日に継続することをいいます。この延期又は続行の議決に基づき後日開かれる総会は通常、継続会といわれています。

② 継続会と当初の総会とは同一性を有していなければなりません。そのためには、総会の延期又は続行の議決において、原則として後日の継続会の日時及び場所を定めることが必要で、期日を定めず単に総会を後日に延ばすときには、総会は同一性を保ち得ず、改めて招集通知が必要になるとされています。しかし、実際上会場の都合などで、総会の席上では具体的に決定し得ない場合も有ります。その場合、総会が日時、場所の決定を議長に一任し、総会終了後速やかに通知せしめることを議決したときには、総会において日時、場所を定めたものとして有効な延期又は続行の議決がなされたものと解することができます。

なお、この場合議長の通知は、延期又

は続行の趣旨からして、当初の総会の出席組合員(書面、代理を含む)に対してすれば足りると解されています。

③ 継続会は当初の総会の会日から相当の期間内に開催される必要があります。この場合の相当な期間内というのは、総会招集通知に必要な10日間以内と解するのが妥当とされています。1ヵ月も先の日時に開催することは、明らかに継続会とはいえ、改めて総会招集の手続きが必要となります。

中小企業等協同組合法
(総会招集の手続)

第49条 総会の招集は、会日の10日(これを下回る期間を定款で定めた場合にあつては、その期間)前までに、会議の目的である事項を示し、定款で定めた方法に従つてしなければならない。

2 総会の招集は、この法律に別段の定めがある場合を除き、理事会が決定する。

3 第一項の規定にかかわらず、総会は、組合員の全員の同意があるときは、招集の手続を経ることなく開催することができる。

(延期又は続行の決議)

第53条の3 総会においてその延期又は続行について決議があつた場合には、第49条の規定は、適用しない。